

用語集（経営戦略版）

下水

下水道法第2条で、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう、と定義されている。

都市下水路

主として市街地において雨水を排除するためのもの。処理場を有しない。

汚水

下水道法の定義では、人間生活又は生産活動などの事業に起因して生ずる排水をいう。具体的には、生活雑排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水等。

全体計画

下水道について、それぞれ技術的に終末処理場や管渠、処理区域など全体的な計画で、下水道の全体像を示すもの。

事業計画

全体計画に定められた施設のうち、概ね5～7年間に実施する区域の施設の建設等を定める計画

公共下水道ストックマネジメント計画

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して、施設の点検・調査、修繕・改善を実施する計画

総合地震対策計画

主要な下水道施設の耐震化を行う「防災」と被災を想定してマンホールトイレシステムの整備等を行い被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ、総合的な地震対策を効率的に実施する計画

農業集落排水最適化構想・再編計画

農業集落排水処理施設の機能保全コストの最適化を図ることにより、長期的な維持管理を計画的に行うとともに、その維持管理コストと各区域の処理施設の統廃合により削減できるコストを比較検討し、安定した事業運営を図るための計画

有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量

下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制徴収債権として地方税の滞納処分の例により徴収することができる。使用料は、基本料金と従量制の二部料金制が多く使われており、基本料金は、一定の排水量までの固定料金である。従量制は、大口使用者に対して排水を抑制する効果と生活排水を排出するための一般家庭への負担の配慮という観点から、使用料単価は、水道の使用水量（または井戸水）を基準に下水排水量が多くなるに従って、1 m³当たりの単価が高くなることをといる。

長期前受金

償却資産の取得に伴う補助金・繰入金を負債として計上したものの、その後、減価償却に見合う分を順次収益化し戻入する。

減価償却費

下水道施設（資産）の取得に伴う費用を一旦資産に計上した後、その金額を耐用年数にわたって規則的に分配する金額のこと。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県。流域下水道に接続することによって、独自の終末処理場を有しないものを流域関連公共下水道（事業主体は原則として市町村）といい、流域下水道管理者に対し、流域下水道の建設費及び維持管理費の一部（流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金）を支払う。

企業債（地方債）

地方公共団体が地方公営企業の建設・改良に要する資金に充てるために年度を超えて借り入れる借入金のこと。

国庫補助金（国庫支出金）

下水道施設の整備にあたって国から交付される。下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されている。補助率は、事業の種類、施設の種別によって異なり、また、年度によっても相違がある。

受益者負担金

都市計画法に基づき、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課す金銭上の給付義務をいう。

繰入金

一般会計から下水道事業の運営のために支出されるお金。公費で負担すべき経費等に充てられる費用（赤字補てん分を含む。）のこと。

雨水処理負担金

雨水処理に要する経費に充てられる費用のこと。

処理区域

排水区域のうち排除された汚水を処理場で処理することができる地域で、工事された区域

水洗化人口

処理区域内で水洗便所を設置済みの世帯の人口

汚水処理原価

有収水量1立方メートルあたりの汚水処理費であり、汚水処理費の水準を示す。汚水処理費は、維持管理費と資本費に分けられる。

維持管理費

事業の管理運営に要する経費。「人件費（職員給与費等）」及び「物件費」（管渠の清掃費、電気代等の動力費、施設の補修費、委託費等）の合計額

資本費

減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費

PPP／PFI

PPPとは、公と民が連携して公共サービスを行う形式のことで、PFIは、PPPの代表的な手法の一つで、民間の資金とノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

農業集落排水事業基金

仁手・下仁手・久々宇に係る農業集落排水事業に要する経費等の財源に充てるために、県から交付された交付金を積み立て、運用するために設置した基金

操出基準

地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、公営企業に繰り入れられる他会計からの操出金の基準のこと。基準にないものを基準外繰入金という。

減債積立金

毎年度の未処分の利益剰余金を、企業債元金償還に充てるために積み立てているもの

包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を一括して委託すること。

●各種割合等

○汚水人口普及率 (%)

処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100

○水洗化率 (%)

水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内人口 × 100

○有収率 (%)

年間有収水量 ÷ 年間汚水処理量 × 100

○使用料単価 (円/立法メートル)

使用料収入 ÷ 年間有収水量

○汚水処理原価 (円/立法メートル)

汚水処理費 ÷ 年間有収水量

○汚水処理原価 (円/立法メートル) [維持管理費]

汚水処理費 (維持管理費) ÷ 年間有収水量

○汚水処理原価 (円/立法メートル) [資本費]

汚水処理費 (資本費) ÷ 年間有収水量

○経費回収率 (%)

使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100

○施設利用率 (%)

処理水量 ÷ 処理能力 × 100